

第3章 社会福祉法人設立認可後の手続

第1節 社会福祉法人の成立

社会福祉法人の設立が認可された後、法人が行わなければならない事務手続は、次のとおりである。

1 法人の設立登記

法人は、設立認可書を受領した日から2週間以内に設立登記をしなければならず【組合等登記令第2条】、また、設立登記がなされることにより、法人が成立する。【法第34条】

なお、定款の附則に定める役員が法人の設立当初の役員となり、代表権を有する理事（理事長又は会長）のみを登記する。

組合等登記令第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行わなければならない。

法第34条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

※ 登記事項等、法人の登記に関する詳細は、「第5章 社会福祉法人における登記」を参照のこと。

2 財産の移転

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えなければならないが、この資産は必ずしも認可申請時に有することを要さず、法人設立後、遅滞なく、当該法人に帰属するものと認められれば足りるものである。

そこで、法人の設立時点で法人の財産となっていないものについては、法人認可申請時の贈与契約に基づき、速やかに贈与を受け、この結果を理事会に報告すること。

なお、移転を受けるのは、資金、不動産等となるが、資金中の法人事務費等は施設開設までの法人の事務費等であるので、施設開設までの法人の事務費・人件費等に充当すべきものであるが、施設の運転資金（年間事業費の1/12、2/12、3/12に相当する額以上で施設種別により異なる）については、あくまで施設開設後の資金不足を未然に防ぐ目的で財産移転を受けるものであるため、施設開設後速やかに、施設会計に資金異動を行うこと。

3 役員等の選任

(1) 役員等の選任手順

設立当初の評議員及び役員（以下「役員等」という。）は、法人の定款の規定に基づいて選任されたものではないことから（設立準備委員会等で選任されている）、法人設立後、定款の定めるところにより、速やかに役員等を選任しなければならない。

役員等選任の時期については、社会福祉法人定款例の附則では「この法人の成立後遅滞なく」とされているが、札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱において、「設立後1か月以内」としている。

選任手順については、以下のとおり。

- ・ 設立当初の役員により理事会を開催し、評議員選任・解任委員を選任する。

注) 役員選任に係る評議員会開催に関する必要な決議等を経ておくこと。(評議員会の開催は1週間空けること。)

- ・ 評議員選任・解任委員により評議員選任・解任委員会を開催し、(改めて)評議員を選任する。
- ・ 評議員会を開催し、(改めて)役員を選任する。
- ・ 続けて理事会を開催し、理事長を互選する。

(2) 役員等の任期等

任期は、評議員については選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了する時まで、役員については選任の日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了する時までとなる。(定款に定めることにより、評議員については選任後6年以内に伸長、役員については短縮することが可能。)

ア 理事会の中で就任の承諾をしている旨を明確にし、議事録にも記載すること。

イ 役員等の就任承諾書(改めて徴取すること)、誓約書、履歴書等を役員等名簿とともに保存すること。

注) 設立当初の役員等が変わった場合は、就任承諾書のほかに、必ず誓約書、履歴書等を徴取すること。

(3) 代表権を持つ理事(理事長)の登記

就任後2週間以内に登記すること。

第2節 法人設立後の所轄庁への報告

1 財産移転報告

(1) 概説

社会福祉法人は、その設立の認可を受けた時は2週間以内に設立の登記をした後、前節-2のとおり遅滞なく贈与財産の移転を受け、その移転を終了した後、1カ月以内にこれを札幌市長あて報告しなければならない。【社会福祉法施行規則第2条第4項】

社会福祉法施行規則第2条

4 社会福祉法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。

(2) 報告の手続

報告書は、札幌市長あて提出すること。

ア 提出部数

正本1部

イ 提出書類

(ア) 財産移転報告書

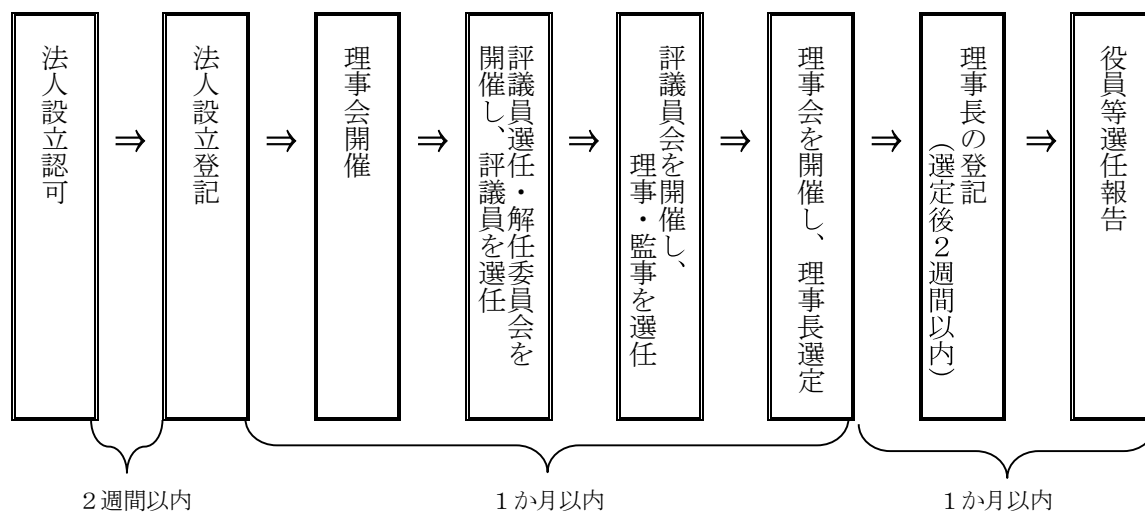
- (イ) 財産目録（日付は財産移転後の月日となること。）
- (ウ) 法人登記全部事項証明書（履歴事項証明書）（原本）
- (エ) 寄附金領収書（写し）（日付は法人の設立月日以降となること。）
- (オ) 預金通帳（写し）（名義は法人名であること。）
- (カ) 預金残高証明書（原本。名義は法人名であること。）
- (キ) 不動産の登記事項証明書（原本）（設立時に、不動産の譲渡を受けた場合又は土地に地上権等権利を設定された場合のみ。所有権移転又は権利設定後のもの。）

2 役員等選任報告

(1) 概説

法人設立後は、定款の定める方法で、評議員会及び理事会を開催し、役員等の選任及び理事長の選定をしなければならない。

【役員等選任報告に至るまで】



(2) 報告の手続

報告書は、札幌市長あて提出すること。【札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱第5-2-(9)】

札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

第5 法人の認可申請等の手続

2 認可申請等の手続

- (9) 法人設立後は、速やかに財産移転を行うとともに、1か月以内に改めて役員等の選任及び理事長の選定を行うこと。なお、財産移転後1か月以内に、また役員等選任及び理事長選定後1か月以内にそれぞれ札幌市長に報告すること。

ア 提出部数

正本1部

イ 提出書類

- (ア) 役員選任報告書

- (イ) 法人登記全部事項証明書（履歴事項証明書）（原本）（就任登記後のものを添付すること。）
- ※ 1の「財産移転報告」と同時に報告する場合であって、添付する法人登記全部事項証明書（履歴事項証明書）が財産移転報告に添付するものと同じものである場合には、写しで足りる。
- (ウ) 評議員会及び理事会の議事録並びに評議員選任・解任委員会の議事録（写し）
- (エ) 役員等調書
- (オ) 就任承諾書（写し。全員分）
- (カ) 履歴書（写し。新たに役員等となった者のみ）
- (キ) 印鑑登録証明書（原本。新たに役員等となった者のみ）